

議案第207号

指定管理者の指定について

さいたま市馬宮コミュニティセンター等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和2年11月25日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

所在地	名称
さいたま市西区大字西遊馬533番地1	さいたま市馬宮コミュニティセンター
さいたま市西区三橋6丁目642番地4	さいたま市西部文化センター
さいたま市北区吉野町2丁目195番地1	さいたま市宮原コミュニティセンター
さいたま市北区日進町1丁目312番地2	さいたま市日進公園コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 柳沢 幸一

3 指定する期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで